

みなさんに「安心」を提供します …共済制度について

全労済近畿兵庫県本部

事業推進部 榎本三郎

「相互扶助(助け合い)の精神」が 全労済の理念

全労済近畿兵庫県本部事業推進部の榎本です。本日は全労済の行っている事業について説明させて頂きたいと思います。

全労済は正式名称を「全国労働者共済生活協同組合連合会」といい、消費者生活協同組合法(生協法)に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された共済事業を行う協同組合です。協同組合は生活を良くしたいと願う人々が自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心に全体で活動を進めていく営利を目的としない組織です。日本では、農業協同組合、漁業協同組合、中小企業協同組合、生活協同組合など、それぞれの根拠法や所管省も異なりますが、いろいろな産業分野で多くの協同組合が存在しています。

まずはじめに全労済の生い立ちについて紹介させていただきたいと思います。戦後の復興期の1950年代、庶民の暮らしもようやく上向きになってきました。しかし、まだまだ衣食住も満足なものではなく、住居もバラックや木造のものがほとんどで、ひとたび火災が発生すれば全ての財産を一瞬にして失うことも少なくありませんでした。現代では保険への加入は当たり前のことになっていますが、当時の人々にとってその保険料は高額であり、加入していな

いために生活の再建が出来ないという人々が多くおりました。

保険が一般的でない当時の労働者の間では、火災が起きたときに仲間内でカンパを集め被災された方に渡すという方法がとられていました。しかし、この方法では金額的にも自ずと限界があり、生活の再建には程遠いものでした。このため大阪の労働組合を中心にきっちりとした生活再建が出来る仕組みづくりをしようという気運が高まってきました。これまで被災者が発生したら仲間内で集めていたカンパという形態から、会社単位の仲間内だけでなく、大阪府内全域の労働組合の組合員を対象に事前に掛け金としてお金を積み立てておき被災の状況に応じて生活再建資金を支払う、という形態をとることにしました。この仕組みは「共済」と呼ばれ大阪の労働組合の組合員に広く浸透するにつれ加入者も年々増加したのですが、掛け金、事務処理も増え専門に扱う組織を作る必要性が生じてきました。そして1954年、労働組合が中心となり共済事業を行うための組織が産声を上げました。組織の理念として「相互扶助(助け合い)の精神」「低廉な掛け金で生活再建」「加入者への利益還元」を柱として「全大阪労働者共済生活協同組合」が行政の認可を受け事業を開始しました。発足当時は火災共済のみ、かつ大阪府内だけの事業でしたが、大阪での成功により全国の都道府県に相次いで同様の組織が発足

しました。全国に発足したことにより組合員がどこの県でも同じサービスが受けられるように1976年、全国の組織を統合し、「全労済」として全国ネットワークが完成しました。取り扱っている共済の種類も組合員のニーズに応え生命保障や老後保障などを取りそろえ生活にかかわる様々な制度を提供しています。

保険は「人生のリスク」に対する経済的な備え

社会人になって大きく羽ばたいたばかりのみなさんにはピンと来ないかもしれませんが、人生を送っていく上にはその途上で様々なリスクがあると言えます。その「リスク」と「保障」ということについてお話ししたいと思います。

まず「リスク」には大きくは四つの要素があります。一つ目は「生命のリスク」です。いつまでも健康でありたいと願う気持ちはみんな一緒ですが、病気になり入院することもあるでしょうし、そのことにより後遺症を持つこともあります。また不幸にして現役の間に病気だけでなく事故も含めて亡くなるようなケースもあり

ます。あつてはならないことですが、こうした時の保障が万全であることがご家族も含めて大きな安心となります。二つ目は「家屋・家財リスク」です。火災や災害、マンションなど集合住宅での水漏れなどもそうですが、ちょっとしたことでも多額な出費となりがちです。こうしたリスクに対しても「保障」のガードが必要ですね。記憶に新しい阪神淡路大震災でも全労済は被災者の立場に立ち大きな貢献が出来ました。三つ目は「賠償のリスク」です。交通事故をはじめ私たち自身が加害者になることもあるのです。人に対しても物に対しても賠償に対するリスク管理も必要なことですね。最後の四つ目は「長生きのリスク」です。人生八十年時代ともいわれる高齢化社会を迎えましたが、長生きをするということはその期間に対する経済的な裏付けが必要であるということです。そのためには公的年金等の他に自助努力としての年金・貯蓄系の保障も必要だと思います。このように保険とか共済とは「リスクに対する経済的な備え」であると言えます。

こうしたリスクに対して全労済は様々な共済制度を提供していますが、その中で5つの共済

| リスクの種類 | 経済的影響 |
|--------|--------------------------|
| 死 亡 | ◆遺族の生活費 ◆子供の教育費 ◆葬儀代等 |
| 後遺障害 | ◆所得能力喪失（減少） ◆多額の医療費 |
| 入 院 | ◆医療費用 ◆一時所得能力喪失 |

生命(心身)のリスク

| リスクの種類 | 経済的影響 |
|----------------|---|
| 焼失・流失 破損・汚損 | ◆住む家がなくなる、 破損する (建替え・改修・転居) ◆財産を失う (再購入・補修) |

家屋・家財のリスク

賠償のリスク
(加害者になる)

| リスクの種類 | 経済的影響 |
|--------|------------------------------|
| 対人賠償 | ◆損害賠償金 (加害者としての 経済的償い) |
| 対物賠償 | |

長生きのリスク

| リスクの種類 | 経済的影響 |
|--------------|----------------------|
| 経 済 的 困 窮 | ◆生活資金の不安 ◆医療・介護費用 |

四つのリスクと保障

をパンテックユニオンさんにおいて取り扱って頂いています。

生命系の保障として、団体生命共済、交通災害共済、総合医療共済の3つ。損害系の保障として自然災害保障付きの火災共済、賠償系の保障としてマイカー共済、いずれの共済も全労済ならではの安い掛け金で大きな保障を受けていただくようにしております。

「保障」の額は 「責任」の重さに応じて設定

パンテックユニオンさんでは、一昨年から相互扶助活動の取り組みとして、新しく入社された新会員に対して一定期間ユニオンの全額負担による団体生命共済と交通災害共済への加入を行っています。なぜそのような制度を採用されたかについては、「必要最低限の保障を最小限の掛け金で得ることで高額の掛け金負担を強いられる営利を目的とした民間保険にわざわざ加入しないですむようにするため。若い会員が加入することで『会員同士の助け合い』である共済制度がさらに安定し有利な保障制度とし

ての充実につながるため。」であると同っています。営利を目的としない生活協同組合としての全労済と民間の保険会社とではどのように掛け金が異なるか一つの例としてお示ししたいと思います。まず一般の保険会社での生命保険の場合は、加入時の年齢や性別によって掛け金が異なります。当然加入時の年齢が高いほど掛け金も高く設定されています。全労済の生命共済は年齢・性別に関係なく全員が同じ掛け金になっています。このため先程もお話ししましたが、全労済であれば若いときに無理をして必要以上に大きな保険に入る必要がなく、責任が重くなればそれに応じた保障額に増やすということが安心して行えるのです。

それではその「責任」というのはどのように変化していくのでしょうか。みなさん方は現在は全員独身だと思いますから「責任」はご自分だけです。もし結婚されたらご自分とパートナー、子供さんができるとぐんと責任は重くなります。その後子供さんが独立されると少し責任は小さくなります。こうした「責任」の重さに見合った「保障」の額をご自分が知った上で

年齢・性別に関係なく全員同じ掛金

| □ 数 | 本人（組合員） | | 配偶者 | | 子供 | | |
|------|---------|-------|------|-------|------|-------|------|
| | 加入料額 | 掛 金 | 加入料額 | 掛 金 | 加入料額 | 掛 金 | |
| 150口 | ↑ | 4700円 | ↑ | 3300円 | 60口 | 1140円 | |
| 140口 | | 4420円 | | | | | |
| 130口 | | 4140円 | | | | | |
| 120口 | | 3860円 | | | | | |
| 110口 | | 3580円 | | | | | |
| 100口 | | 3300円 | | | | | |
| 90口 | | 2970円 | | | | | |
| 80口 | | 2640円 | | | | | |
| 70口 | | 2310円 | | | | | |
| 60口 | | 1980円 | | | | | |
| 50口 | | 1650円 | | | | | |
| 40口 | | 1320円 | | | | | |
| 30口 | | 990円 | | | | | |
| | | ↓ | | | | | 990円 |
| | | | | | | | 990円 |

1口（10万円保障あたり）

加入していくことが「賢い保険の入り方」だと思えます。

では具体的にどのようにどのように「責任の額」とりわけ死亡に関わる「遺族の保障額」を試算すればいいのでしょうか。一つの具体例を元に試算してみたいと思います。35才の会社員Aさん、3つ年下の奥さんと小学校2年生の長男、幼稚園年長組の長女の四大家族です。もしAさんが亡くなったとしたらいくら保障が必要か。毎月の生活費、子供さんの教育費や結婚への援助、まだまだこれから沢山お金がかかります。みなさんはAさんの場合、いくらぐらい保険に入っておくべきだと思いますか。結論を言いますと2980万円の保障があればOKです。長男は理科系の私立大学、長女は文系の私立大学に進学し、残された奥さんが85才まで生きられるとして、必要な費用が1億3132万円、気の遠くなるような金額ですが、これに対して奥さんに対して支払われる遺族年金と老齢年金、現時点での貯蓄やご主人の退職金等々で1億152万円となりその差額が必要な保障額2980万円となるのです。当然いろいろ前提条件を設定したもので全ての場合がこうなるとは言えません

が、30代から40代の多くの方が必要以上に生命保険に加入しているのではと思います。

「保障」というのは万一の際に必要なものなのです。多くの方は終身保険を除いて保険を利用することなく人生を終えられます。したがって一番大きな問題は健康で何も無いのに毎月の保険料負担で日々の生活が圧迫されていることなのです。だったら保険に入らないというのもいざというときに困るものですが、そのために多くの保険料を支払うのも考えものですね。最低限の保障を最小限の掛け金で、全労済はみなさんに「安心」を提供するために頑張りますので今後ともよろしく願いいたします。みなさんのこれからの活躍を全労済は応援します。

以上



他保険との比較 (/シテツクユニオン調査による)

定期保障1000万円当りの掛金(保険料)について

| 全労済 | | 年齢 | 生命保険会社 | |
|--|------------|----------------|------------|------------|
| 男性 | 女性 | | 男性 | 女性 |
| 2,300円 <small>(加入時は災害特約付帯のため3300円)</small> | | 20歳 | 2,560円 | 2,020円 |
| | | 30歳 | 2,690円 | 2,310円 |
| | | 40歳 | 4,040円 | 3,170円 |
| | | 50歳 | 7,620円 | 4,770円 |
| 2300円 | 1,104,000円 | 60歳まで加入した場合の合計 | 2,029,200円 | 1,472,400円 |
| 3300円 | 1,584,000円 | | | |

死亡時の必要保障額を計算してみよう

具体的なモデルケースと計算例

たとえばこんな方の場合

1. 家族構成
 - 夫……35歳 会社員
 - 妻……32歳 パート
 - 長男… 7歳 小学校2年生
 - 長女… 5歳 幼稚園年長組
2. 毎月の生活費

20万円・年間240万円、ボーナスからの支出…年間60万円 合計300万円
(自動車保険・火災保険などの保険料、固定資産税、滞省費用、衣服費など)
3. 子供の教育計画と資金

(進路) 小学校 ⇒ 中学校 ⇒ 高校 ⇒ 大学
公立 公立 公立 私立

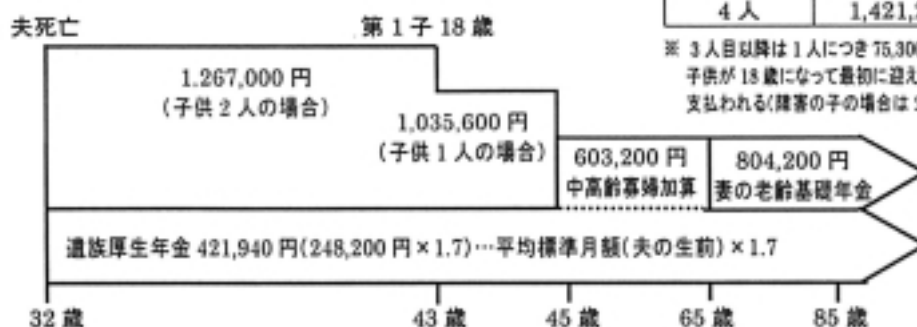
長男 126万円 166万円 187万円 理科系760万円 合計1,239万円
長女 190万円 166万円 187万円 文科系680万円 合計1,223万円
4. 子供の結婚援助資金 2人で200万円づつ
5. 夫は勤続13年で、平均標準月額が248,200円
6. 妻は20歳から国民年金の保険料を払っていた。現在は夫の厚生年金から支払われている。
7. 死亡した場合、勤務先からは死亡退職金・弔慰金が500万円支払われる予定。
8. 現在の負債
 - 住宅ローン(団体信用生命保険付)残債約2,500万円
9. 現在加入している生命保険
 - 定期保険特約付終身保険 病気死亡保険金5,000万円
(終身保険200万円、定期保険特約4,800万円)
10. 相続税のかかる不動産などの資産はない。

(参考1) ○モデルケースの家庭に支払われる 遺族年金と老齢年金

○国民年金から支払われる遺族基礎年金
(18歳未満の子供がいる母親)

| 子供の人数 | 年金額 |
|-------|------------|
| 1人 | 1,035,600円 |
| 2人 | 1,267,000円 |
| 3人 | 1,344,100円 |
| 4人 | 1,421,200円 |

※ 3人目以降は1人につき75,300円づつ増える。
子供が18歳になって最初に迎える3月分まで
支払われる(障害の子の場合は20歳未満)



| | | | |
|----------|-----------------------------|---------------|------------|
| 遺族基礎年金 | 1,267,000円 × 11年 (18歳 - 7歳) | = 13,937,000円 | — 子供が2人の場合 |
| | 1,035,600円 × 2年 (7歳 - 5歳) | = 2,071,200円 | — 子供が1人の場合 |
| 遺族厚生年金 | 421,940円 × 53年 (85歳 - 32歳) | = 22,362,820円 | |
| 中高齢寡婦加算 | 603,200円 × 20年 (65歳 - 45歳) | = 12,064,000円 | |
| 妻の老齢基礎年金 | 804,200円 × 20年 (85歳 - 65歳) | = 16,084,000円 | |
| 合計 | | 66,519,020円 | |

1. 死亡保険金の計算上、遺族年金の計算は重要です。計算は(参考1)の通りです。
2. 妻の生活費は現在生活費の5割+子供が成人するまでの生活費の2割をプラス
3. 子供2人の教育費の計算
国公立か私立、文化系か理科系か進路に応じて計算(参考2.3)
4. 子供が結婚するときの準備資金
5. 夫の自身のお葬式やローン等の計算
6. その他の不時の出費を計算

死亡保険金の計算シート

夫死亡後の支出

| | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------------|---------------------|----------------|---|----|----|--------------------------------|---------------------------------|---------|-------|---------|
| 2. 妻の生涯生活費 | 現在の生活費 万円 | $\times 0.5 \times$ | 85歳-現在の年齢 年 | = | 万円 | → | 300万円 $\times 0.5 \times 53$ 年 | = | 7,950万円 | | |
| 末子??歳までの生活費 | 現在の生活費 万円 | $\times 0.2 \times$ | 22歳-末子の年齢 年 | = | 万円 | → | 300万円 $\times 0.2 \times 17$ 年 | = | 1,020万円 | | |
| 3. 第1子の教育費 | 道路に従って表の数字を合計する | | | | = | 万円 | → | 126万円+166万円+187万円+760万円=1,239万円 | | | |
| 第2子の教育費 | | | | | = | 万円 | → | 190万円+166万円+187万円+680万円=1,223万円 | | | |
| 4. 子供の結婚資金 | 万円 | \times | 人 | = | 万円 | → | 200万円 $\times 2$ 人 | | = | 400万円 | |
| 5. 死亡整理金 | 葬式代、ローンなど | | | | = | 万円 | → | (計) | | 300万円 | |
| 6. 不時の出費 | 家の改装・改装、車・家具の買い換えなど | | | | = | 万円 | → | 500万円+300万円+200万円 | | = | 1,000万円 |
| Aの支出の合計 | | | | | 万円 | → | 1億3,132万円 | | | | |

夫死亡後の収入

| | | | | | | | | | | |
|--------------|------------|----------|------------|---|----|---|----------------------|--|---------|--|
| 1. 遺族年金・老後年金 | 年間収入 万円 | \times | 働ける年数 年 | = | 万円 | → | 100万円 $\times 25$ 年= | | 2,500万円 | |
| 妻の収入 | | | | | 万円 | → | | | 500万円 | |
| 死亡退職金 | | | | | 万円 | → | | | 500万円 | |
| 現在の貯蓄 | | | | | 万円 | → | | | 1億152万円 | |
| B収入の収入の合計 | | | | | 万円 | → | 1億152万円 | | | |
| 必要な死亡保険金 | A-B | | | | 万円 | → | 実はこの程度の保障でOK | | 2,980万円 | |

死亡保険金の

(モデルケースの夫の必要な死亡保険金)

(参考2) 教育費テーブル

| | | 年単価 | 期間計 |
|-----------|----|-----|-----|
| 幼稚園 2年 | 公立 | 25 | 49 |
| | 私立 | 52 | 104 |
| 小学校 6年 | 公立 | 32 | 190 |
| | 私立 | 92 | 551 |
| 中学校 3年 | 公立 | 55 | 166 |
| | 私立 | 119 | 356 |
| 高校 3年 | 公立 | 62 | 187 |
| | 私立 | 117 | 350 |

| | | | 年単価 | 期間計 |
|----------|----|-------|-----|--------|
| 大学 4年 | 公立 | 文系 | 121 | 482 |
| | | 理系 | 137 | 548 |
| | | 医科歯科系 | 396 | ※2,376 |
| | 私立 | 文系 | 170 | 680 |
| | | 理系 | 190 | 760 |
| | | 医科歯科系 | 506 | ※3,033 |

1997年度三和銀行の調査をもとに計算
※医科歯科系は6年間の合計額です。